

令和6年1月5日

事業主・受講生 様

一般社団法人 大分産業機械技能教習所  
理事長 仲摩 一夫

## テールゲートリフター操作業務特別教育のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月の労働安全衛生規則の改正により、荷役作業に使用されるテールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うもの）を行うときは、テールゲートリフターの機能や危険性を認識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、特別教育が義務化されます（令和6年2月1日施行）。

弊教習所では、テールゲートリフターの操作に必要な知識と実務能力を習得していただくため、テールゲートリフター操作業務特別教育を実施いたします。ご希望の場所での実施も承りますのでご相談ください。

敬具

### 記

#### 1. テールゲートリフター操作業務特別教育

	科目	範囲	時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技		・テールゲートリフターの操作の方法	2時間
		合計時間（コース）	6時間

#### 2. 講習料金

受講料	テキスト代	合計
11,200円	957円	12,157円

以上